

未来を考える力を **気仙沼復興レポート②④**

住宅再建へ支援と選択

震災から5年の節目を直前にした気仙沼復興レポートの第24弾は、「住宅再建に対する支援策と被災者の選択」をテーマにした。自宅の修繕や個別移転による自主再建、手厚い支援が受けられる防災集団移転、負担の少ない災害公営住宅、そして土地区画整理によって盛り土かさ上げした場所での再建と、選択肢はさまざま。それぞれにメリットとデメリットはあるが、仮設住宅には期限があり、決断が迫られている。ここで住宅再建に対する支援制度を整理するとともに、全世界帯の住宅再建を達成するための課題とその解決策を考えた。

■ 住宅再建率は50%

住宅再建のバロメーターの一つは、被災者生活再建支援金の受給率である。住宅が全壊した世帯に100万円、大規模半壊の世帯に50万円の「基礎支援金」を支給し、さらに住宅再建の段階では、全壊、大規模半壊に関わらず、建設・購入だと200万円、補修だと100万円、賃貸だと50万円の「加算支援金」が支給される。ただし、単身世帯の場合は基礎支援金、加算支援金ともに四分之三になる。半壊や大規模半壊でも解体すれば全壊として扱われる。入居していた賃貸住宅が被災した場合でも基礎支援金、加算支援金が支給される。

被災者生活再建支援制度		
	被害・再建方法	支給額
基礎	全壊	100万円
	大規模半壊	50万円

+

加算	建設・購入	200万円
	補修	100万円
	賃貸	50万円

気仙沼市では約9500世帯が被災したが、家族が全員犠牲となった世帯、被害が軽かった世帯もあるため、全壊・大規模半壊で基礎支援金を受け取った世帯の数が「住宅再建の必要な世帯数」、加



階上地区の防災集団移転・公営住宅団地

算金を受け取った世帯の数が「再建済みの世帯数」ということになる。

宮城県消防課によると、2015年12月現在、気仙沼市では8092世帯が基礎支援金を受給し、このうち3655世帯が加算支援金を受け取った。加算支援金の受給率は45%。加算支援金がもらえない災害公営住宅の入居世帯406世帯(昨年12月末現在)を加えると、住宅を再建した割合は50%になる。

この生活再建支援金の基礎支援金に対する加算支援金の受給率(災害公営住宅入居世帯を合算)は、県内平均で69.68%。最も低いのは女川町の42%、次いで南三陸町の45%で、気仙沼市はその次に低かった。津波被災地で最も高かったのは亘理町の89%だった。

気仙沼市で加算支援金を受給した 3655 世帯のうち、建設・購入は 2261 世帯で 62%を占め、補修は 28%の 1006 世帯、賃貸は 388 世帯だった。補修を選択する割合が高いほど、被災しても家屋の流出を免れた世帯が多かったということになるが、仙台市、石巻市、塩釜市、多賀城市、東松島市などで 50%超となった。一方、南三陸町や女川町は 10%台にとどまっている。県全体では建設・購入が 35%、補修が 50%、賃貸が 15%となっている。

生活再建支援金は被災時に居住していた市町で申請する。気仙沼市によると、加算支援金を申請した世帯のうち、18%の 664 世帯が市外での再建を選択し、国外で住宅を建設したケースもあった。

なお、支援金の金額にも影響した被災程度の判定は、1階天井まで浸水すれば「全壊」、1階が床上1m以上浸水してがれきが流入すると「大規模半壊」、1m未満の床上浸水で「半壊」というルールで決めた。半壊でも「長期避難地域」に認められると全壊と同じ支援が受けられる仕組みがあり、多賀城市は浸水域の多くを「長期避難地域」に指定した。

■ 住宅再建に支援制度

住宅再建の選択にあたり、判断基準の一つになったのが行政による支援策である。しかし、その支援策は災害危険区域の内外によって大きく異なった。

災害危険区域(2012年7月指定)に入ると、がけ地近接等危険住宅移転事業(がけ近)、防災集団移転促進事業を利用できる。がけ近は安全地域へ個別に移転する場合に利用でき、住宅ローンに対する利子補給、移転費用に最大 802 万 9 千円が支給される制度である。防災集団移転は市が移転先の団地(条件は 5 戸以上)を用意するため、造成に時間がかかるが、がけ近と同様の利子補給と移転費用がもらえ、マイホームを再建する被災者にとっては最も手厚い支援内容となっている。

だが、半壊以上の被害を受けた 8801 世帯のう

義援金 145 億円を配分

公的な支援のほかに、日本赤十字社の募金活動などで集まった義援金が被災者に配分された。気仙沼市の配分額は計 145 億円。津波で住家が全壊した世帯には約 150 万円、死亡・行方不明者の家族に約 130 万円を支給した。市へ直接寄せられた義援金を、被害がなかった世帯を含めて市内の全世帯に 1 万円を配分することも行った。市の配分額は県の基準をもとに、副市長らによる配分委員会で決めた。

1993 年の北海道南西沖地震では、死者・行方不明者の家族に 300 万円、住宅全壊で 400 万円の義援金が配分されたほか、災害復興基金から住宅取得に 700 万円を支給。2014 年の広島豪雨災害では死亡者の家族に 500 万円、住宅が全壊して建設した世帯に 1010 万円の義援金が配分され、被災した事業所にも最大 500 万円が支給されるなどした。

同じように住宅を失っても、局地的な災害に比べ、被災世帯が多い大規模災害ほど被災者に配分される義援金が少なくなってしまうのだ。しかも、東日本大震災の被災地では資材や人件費の高騰によって、建設費が通常よりも高くなっている。

気仙沼市の義援金配分額の概要

全世帯		10,000 円
人的被害	死亡・行方不明	1,282,000 円
	障害	297,000 円
住宅被害 (4人世帯の場合) (津波浸水域)	全壊	1,560,000 円
	大規模半壊	1,117,000 円
	半壊	597,000 円
震災孤児		520,000 円
母子・父子世帯		383,000 円

ち 4535 世帯は災害危険区域から外れ、がけ近も防災集団移転(危険区域指定前の申し込みを除く)も利用できなくなった。

災害公営住宅は危険区域の内外に関わらず、住居を失っていれば入居できる。被災者生活再建支援金も災害危険区域に関係なく被害程度によって支給されるため、マイホームを建てたり、マン

ションを購入したりすれば、基礎金と加算金合わせて最大 300 万円がもらえる。住宅ローンの頭金として十分な額ではあるが、仮設住宅での暮らしが長引いて基礎金 100 万円が無くなり、家屋とともに家財を流出したことによる家具などの購入によって加算金 200 万円も建設資金に充てられないという人も少なくない。

この生活再建支援金制度は、1995 年の阪神・淡路大震災を契機に創設された。私有財産の形成に公費を投じることへの抵抗から政府は難色を示していたが、全国的な署名活動が展開されるなどして、上限 100 万円で使途を家財道具の調達費用などに制限する形でスタート。2004 年には年収制限を付けて 300 万円に引き上げられ、2007 年の能登半島地震、中越沖地震を機に住宅再建にも利用できるようになった。過去の災害の教訓によって、成熟してきた制度なのである。

災害で亡くなった人の遺族に国からの災害弔慰金(生計維持者の場合は 500 万円)のほか、支援制度として無利子で最高 350 万円を貸し付ける災害援護資金、税の減免措置、失業手当の特例措置、低金利の災害復興住宅融資もある。

■ 70 億円で市独自の支援も

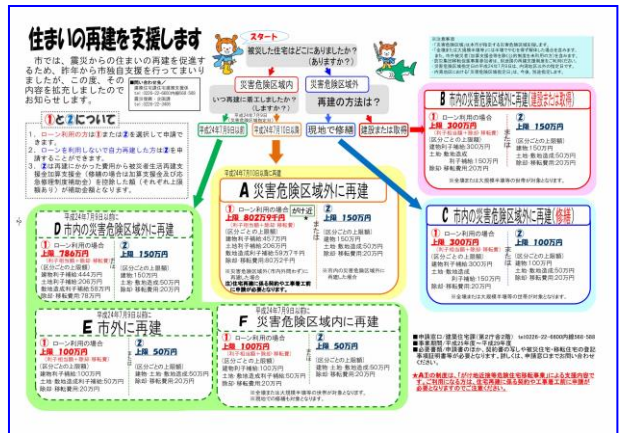
津波被害が大きかった東日本大震災では、災害危険区域の指定によって支援策に格差が生じたため、国は津波被災地域への住民の定着を促進することを名目に、取り崩し型の復興基金 1047 億円を 2013 年の補正予算で被災 6 県に交付した。土地区画整理や防災集団移転の対象外になった被災世帯数から算定し、宮城県には 709 億円が交付された。

交付額は 1 世帯当たり 250 万円で算出した。住宅ローンの利子平均が 223 万円、引っ越し費用を 23 万円と見積もった結果で、がけ地近接等危険住宅移転事業と同等の支援が可能になると考えたのだ。

宮城県から気仙沼市には 70 億円が交付された。使途は市町の裁量に任せられたとはいえ、①津波浸水区域内の持ち家に居住していた②住宅・土地

取得・宅地かさ上げ等に係る利子補給または補助③移転経費の補助—などの条件が付けられた。

気仙沼市は、独自の住宅再建支援策として、災害危険区域から外れた世帯が再建する場合、建設・取得・修繕の利子補給として上限 300 万円、ローンを組まない人向けの補助として上限 150 万円(修繕は 100 万円)を用意。災害危険区域の指定前に再建して、がけ近の対象にならなかった世帯向けにも、がけ近と同等の利子補給と上限 150 万円の補助を用意し、市外に再建した人向けの上限 100 万円の利子補給などを行うこととした。



■ 申請伸びず増額へ

市は独自支援で 4455 世帯の利用を想定していたが、間もなく震災から 5 年が過ぎようとしているのに、1431 件の申請にとどまっている。2020 年度までに予算が残れば国に返還しなければならないため、市は 4 月から支給額を上乗せすることにした。

利用見込みを再計算し、約 17 億円が残りそうなのが分かったため、災害危険区域から外れた世帯に対する利子補給等の上限を 300 万円から 457 万円に引き上げる予定だ。改定案と他市町の状況は最終ページに資料として添付したが、今後の状況を踏まえて、独自支援の拡充についても検討する必要がある。

今回の見直し作業は、生活再建支援金の加算支援金を申請した世帯と、がけ近や独自支援を申請した世帯を地道に照らし合わせることも試みた。その結果、加算支援金を申請したのに、812 世帯が住宅再建のほかの支援制度を申請していない

ことが判明。その内訳は、建築・購入で 310 世帯、補修で 502 世帯。軽度の補修で申請が必要ない世帯もあるとみられるが、制度の周知が課題として浮き彫りになった。

■ 意向調査で分かったこと

気仙沼市は 2015 年 10 月、仮設住宅とみなし仮設住宅(民間賃貸)の入居者を対象に住宅再建の意向調査を実施した。仮設住宅の集約と今後の住宅再建施策の在り方を検討するための基礎資料にすることを目的に、災害公営住宅や防災集団移転への申し込みを確認できていない 1790 世帯を対象にした。

その結果、災害公営住宅の追加募集へ 120 世帯、防災集団移転の再募集に 23 世帯がそれぞれ申し込みを予定していることが分かった。321 世帯は民間賃貸住宅や市外の災害公営住宅へ入居を予定。このうち 287 世帯はみなし仮設住宅に入居しており、204 世帯はみなし仮設住宅としての契約が終了しても、そのまま継続して住み続けることを希望した。42 世帯が親族宅や知人宅への同居を予定している。

気になるのは、防災集団移転以外で新築・購入・修繕・建て替えを予定している世帯が 413 世帯で、このうち土地区画整理区域での再建予定が 81 世帯にとどまっていることだ。仮設住宅の入居期間の延長、払い下げを望む意見もあった。このアンケート結果をもとに、市は仮設住宅、みなし仮設住宅に残った入居者計 3338 世帯の再建意向を右表の通りまとめた。

仮設住宅、みなし仮設住宅は宮城県の担当で、気仙沼市など 7 市町(石巻・塩釜・名取・東松島・女川・南三陸)分は供与期間を一律 6 年に延長することが決まっている。市内の仮設住宅は 2011 年 5 月から 12 月にかけて完成しており、2017 年までは入居し続けられる。

一方で、復興が進む 5 市町(仙台・多賀城・亶理・山元・七ヶ浜)は一律で延長せず、特定延長を適用した。特定延長は、災害公営住宅、防災集団移転、自主再建は決まっているが、工期の関係で

5 年の供与期間内に退去できない世帯を対象とする。つまり、民間賃貸へ入居を予定していたり、再建方法を決めずに入居を続けたりする世帯には、退去を促していくのである。今年の 4 月以降に退去が始まり、みなし仮設住宅も契約を延長しない。

気仙沼市は 29 年までに住宅不足がだいぶ解消される見通しにあり、6 年から 7 年への供与期間延長は、この特定延長となる可能性がある。県の方針は近く公表される見通しだ。

仮設住宅・みなし仮設住宅の再建意向	
2016 年 1 月 31 日現在	
再建方法	回答世帯数
防災集団移転	715
土地区画整理区域内で再建	81
被災した場所で再建	58
その他の方法で新築・購入	274
市内の災害公営住宅	1565
市外の災害公営住宅	53
みなし仮設住宅に継続入居	204
上記以外の民間賃貸住宅	84
親族宅等に同居	42
未定者	262
合計	3338

■ 被災 8000 世帯の選択

生活再建支援金の基礎支援金を受給した 8092 世帯はどのような選択をしたのだろうか。加算金の支給状況、防災集団移転や災害公営住宅への申し込み、市のアンケート結果などからあらためて推計してみた。

まずは加算支援金を補修で受給したのが 1006 世帯、賃貸は 388 世帯(市内 199 世帯・市外 206 世帯)。これに今後の見込みと、市内外の選択を加え、補修は 1050 世帯、市内の民間賃貸住宅は 400 世帯になると想定。防災集団移転は 910 区画、災害公営住宅は 2133 戸が埋まることとした。

個別再建では、災害危険区域から移転して個別に住宅再建した世帯で、がけ地近接等危険住宅移転事業(がけ近)で利子補給を申請したのが497世帯。市の独自支援を受けたのは約1000世帯で、再建しても未申請と市が判断した310世帯と、市内でこれから個別再建すると見込んだ270世帯を加え、計2077世帯とみた。加算支援金やアンケートから市外での再建を770世帯に設定。市の調査で、死亡、福祉施設入居で再建の必要がなくなった世帯を「世帯消滅」として計上した。世帯分離もあり、基礎支援金を受け取った世帯以上の再建が必要となる可能性があるため、流動的な見通しであるが、おおまかな傾向はつかめてきた。



被災家屋を修繕して戻り、かさ上げ工事に伴って補償を受けて解体する100世帯程度も居住する見込みだが、計画していたような地区人口を当初から達成するのは厳しい状況にある。

さらに心配なのは、造成した土地を貸したい、売りたいと希望する地権者が多いことだ。賃貸・売却を望む地権者に、土地を探している事業者を紹介する「事業者エントリー制度」で、鹿折地区は132筆、南気仙沼地区は111筆ものエントリーが地権者からあった。2地区合わせた宅地51筆のうち11.1筆を占める。しかし、まちの将来像が見えない中で、マッチングの成果はなかなか上がっていない。地区人口の確保を被災者の住宅再建だけに求めず、被災者以外を受け入れるための仕組みづくりが求められている。

被災世帯の住宅再建の見通し	
現地で補修	1050世帯(1006)
市内の民間賃貸住宅	400世帯(199)
市内防災集団移転団地	910世帯(325)
市内の災害公営住宅	2133世帯(453)
土地区画整理区域内	200世帯(—)
市内で個別に再建	2077世帯(1807)
市外での再建	770世帯(664)
世帯消滅	293世帯(—)
その他・未定	259世帯(—)
計(基礎支援金受給数)	8092世帯(4454)

※各種データから独自に推計。カッコ内は再建済み

■ 土地区画整理の危機

土地区画整理の問題は、気仙沼復興レポート⑨でもまとめたが、被災者の住宅再建の意向が判明していくほど、利用の見込みがない土地のことが心配される。

土地区画整理が行われている南気仙沼、鹿折、内湾の3地区では約86筆に計5430人の居住を計画している。災害公営住宅で計2000人ほどの居住を見込んでいるが、仮設住宅、みなし仮設住宅の入居者を対象にした意向調査では、土地区画整理内の住宅再建を希望したのは81世帯(鹿折39世帯・南気仙沼38世帯・内湾4世帯)だけだった。

■ 集団移転の空き区画

市が造成した防災集団移転団地では、空き区画が目立ち始めている。被災者の意向に合わせて必要な区画数を整備してきたのだが、キャンセルが相次ぎ、計画している910区画のうち74区画が空き区画になる見込みだ。このうち50区画以上はすでに完成している。

完成済みと今年3月に完成予定の54区画について、市は移転者を追加募集し、23件の申し込みがあった。住宅地として人気の赤岩杉ノ沢、面瀬は募集区画を上回る申し込みがあった一方で、17

区画を募集した小泉町地区の応募はゼロ。鹿折北も15区画の募集に1件しか応募がなかった。新たに所沢地区でも7区画で追加募集している。

追加募集をしても希望のない区画については、被災者以外への分譲が認められた。価格は被災者と同じ。災害危険区域から外れて防災集団移転に参加できなかった被災者もあり、今後、対象の拡大についてルールづくりを進める。売却による収入は国庫に返納する。

防災集団移転の空き区画の追加募集結果		
団地名	募集区画数	申し込み
鹿折北	15	1
九条四反田	2	1
赤岩杉ノ沢	5	6
松岩北	8	8
面瀬	5	7
小泉町	17	0
舞根2	2	0
所沢	7	募集中

■ 災害公営住宅の空室

災害公営住宅は2133戸の計画に対して昨年末までに453戸が完成したが、そのうち47戸が空室となっている。入居予定者の辞退によって、今後完成する分も含めて空室となる166戸(20地区)について市は追加募集を実施した。

募集は今年1月15日に締め切られ、161件の応募があった。しかし、地区や間取りによって応募が偏り、鹿折は75戸の募集に対して19件の応募にとどまった。南町は30戸に対して6件、今年3月に完成する幸町も37戸に対して18戸だった。いずれも津波被害が大きかった場所を盛り土して建設するうえに、土地区画整理区域内で周辺環境が今後どのように変わっていくか見えにくいことで、被災者から敬遠されている可能性がある。

市は空室を増やさないため、牧沢と面瀬地区の長屋タイプを減らすことを検討しているが、すでに工事を発注した市街地部の調整は困難だと

災害公営住宅の完成・空き室状況

市町名	計画戸数	完成戸数	空き室
仙台市	3179	2760	56
石巻市	4500	1667	53
塩釜市	420	115	7
気仙沼市	2133	453	47
名取市	716	92	1
多賀城市	532	208	0
岩沼市	210	210	10
登米市	84	60	0
栗原市	15	15	1
東松島市	1010	604	12
大崎市	170	170	39
亘理町	477	477	84
山元町	490	373	5
松島町	52	52	0
七ヶ浜町	212	212	42
利府町	25	25	0
大郷町	3	3	0
涌谷町	48	48	6
美里町	40	40	6
女川町	864	258	1
南三陸町	738	104	4
計	15918	7946	374

※2015年12月末現在 宮城県住宅課まとめ

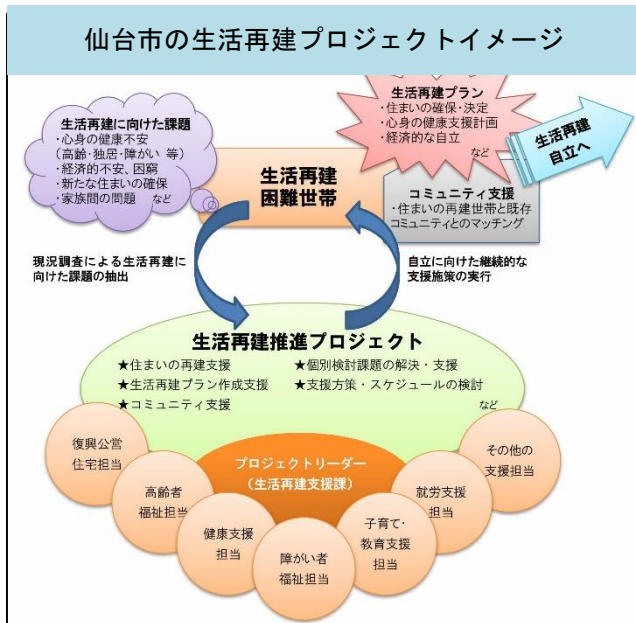
いう。国は災害公営住宅に空き室が発生した場合、①被災者の意向調査で当該住宅への入居希望がないことを確認②県内全域の被災者向けに3～6カ月程度の募集を実施—などを条件に、不測事態に備えた空き室を確保した上で、被災者以外の入居を認めている。この場合、通常の市営住宅のように低収入世帯が対象となる。

この仕組みを利用して今年4月から被災者以外の入居を認めてもらうため、大崎市と涌谷町で県内全域を対象を拡大して災害公営住宅の入居者を募集している。大崎市は全170戸が完成したものの、鹿島台地区を中心に39戸が空き室となり、

今回は 30 戸分の入居者を募集している。岩手県の内陸部において、沿岸から避難している被災者向けの災害公営住宅を整備することも検討されている。

■ 再建支援計画の策定を

被災地の自治体間で復興の格差が目立ち始めている。気仙沼、南三陸、女川のように移転先の確保やかさ上げに時間を要している地域に対し、災害公営住宅や防災集団移転団地がほとんど完成した地域もある。岩沼市は県内で初めて、今年 4 月で仮設住宅の入居者がいなくなる。世帯ごとにカルテを作成し、家族構成や就労・収入状況を調べ、再建方法を提案したことが奏功したという。



まだ迷っている被災者を後押しするとともに、移転先でのコミュニティ形成を促進するため、生活再建促進プログラムを策定する自治体が増えている。仙台市は 2014 年に生活再建推進プログラム、2015 年には生活再建加速プログラムを策定し、課題を洗い出して必要な支援策や支援体制などをまとめている。この中で、資金面、就労、家族関係が理由で再建方法を決められない世帯が多いこと、健康面の課題があった日常生活で継続的な支援が必要な世帯があることが分かった。

名取市のプログラムは、生活再建支援課が中心となって複数の部署が連携して個別の生活再建プ

ランを作成することになっている。1000 世帯以上の再建方法が未定だった石巻市も策定作業に着手し、民間賃貸住宅への家賃補助も検討している。石巻市は民間賃貸を借り上げて「みなし災害公営住宅」とすることにも挑戦する。

気仙沼市でも、みなし仮設住宅の入居者を中心に民間賃貸で生活再建する被災者は多い。県は被災者にアパートを貸す場合、奨励金として家賃 1 ヶ月分（上限 8 万 9 千円）を家主に支給する制度を用意した。石巻市では、がけ近が適用されないで民間賃貸へ入居する世帯にも移転費用として一律 10 万円を補助する。ニーズの把握と、効果的な支援策が求められている。

市は 2013 年に被災者支援システムを構築して運用を始めた。被災者ごとに住宅再建の手法や支援制度の利用状況をまとめた「被災者カルテ」を作成し、庁内で情報共有して、生活再建を支援することが目的だった。しかし、加算支援金を申請したのに独自支援を申請しなかった世帯が多かったように、情報共有やチャック機能は十分に機能しているとはいえない。被災者の生活再建を担当する部署を立ち上げた自治体もあったが、気仙沼市は既存の部署で対応したことで、被災者支援が縦割りになる問題も発生している。

災害危険区域指定の考え方、住宅再建の独自支援制度が被災自治体によって異なり、住む市町によって支援に格差が生じている。しかし、復興庁、宮城県のリフォローは不十分だ。復興は仕上げ段階へ進もうとしており、情報の共有、調整役の存在が重要になっているのだ。

気仙沼復興レポートは気仙沼市議・今川悟ホームページで公開中。 <http://imakawa.net>

①少子化と人口減少②防潮堤問題③復興予算の限界④鉄路復旧と BRT⑤高校再編⑥災害公営住宅⑦仮設住宅⑧財政シミュレーション⑨災害危険区域⑩震災遺構⑪人手不足⑫防災公園⑬震災検証（津波編）⑭三陸道⑮新市立病院⑯造船団地⑰復興事業の地元負担⑱仮設住宅の集約化計画⑲土地区画整理とかさ上げ⑳集会所の市有化と課題㉑災害公営住宅の管理と家賃㉒試行錯誤の防災集団移転㉓震災 5 年目の防潮堤

復興基金を活用した各市町の主な独自支援

市町名	支援対象	補助額(上限)
気仙沼市 (赤字は見直し 予定箇所)	災害危険区域が指定される前に、危険区域から危険区域外へ移転した世帯	利子補給等 786 万円 または補助 200 万円
	災害:県区域が指定される前に、危険区域から市街の危険区域外へ移転した世帯	利子補給等 100 万円 または補助 50 万円
	災害危険区域が指定される前に、危険区域内で再建した世帯	利子補給等 100 万円 または補助 50 万円
	災害危険区域から外れ、市内の災害危険区域外で再建した世帯(修繕は利子補給で上限 300 万円、補助で 100 万円)	利子補給等 457 万円 または補助 200 万円
	災害危険区域外から災害公営住宅へ入居する世帯への移転費用の補助	20 万円
石巻市	災害危険区域から外れた世帯に、新築・購入の利子補給で 444 万円、自己資金で 250 万円を支給。50 ㉫以上のかさ上げ工事で 100 万円を加算する。	合計 544 万円
多賀城市	津波浸水区域に再建する世帯に、一律で上限 350 万円を補助し、利子補給にも 250 万円を補助する。さらに指定区域でかさ上げする場合は 100 万円をそれぞれ加算する	合計 700 万円
名取市	災害危険区域から外れた世帯が、現地で再建する場合は利子補給で 350 万円、自己資金で 150 万円を支給。津波浸水区域内で再建する場合、最大 150 万円を加算。引っ越し費用 50 万円も支給する。賃貸住宅の入居には月 1 万円を 3 年間補助する。	合計 500 万円
塩釜市	災害危険区域から外れた世帯に、利子補給で 708 万円、自己資金で 250 万円を補助。宅地のかさ上げに 20 万円、擁壁工事に 100 万円、高基礎工事に 100 万円がそれぞれ補助される。	合計 928 万円
亘理町	災害危険区域から外れた世帯に、利子補給で 708 万円、移転費用 80 万 2 千円を補助する。津波対策のための宅地をかさ上げ、津波に強い建物化に 100 万円を補助する。	合計 888.2 万円
七ヶ浜町	災害危険区域外の津波浸水地で再建する場合、かさ上げ工事に 400 万円、土地購入と建設の利子補給に 500 万円、移転費用 78 万円を補助する。	合計 978 万円
仙台市	災害危険区域から外れた世帯が、津波浸水域で再建すると利子補給で 400 万円、自己資金補助で 100 万円、移転費用として 20 万円を支給。現地建替で 50 ㉫以上のかさ上げをすると 460 万円。	合計 880 万円